

令和3年4月28日

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る 飲食店等に対する休業要請等について

兵庫県では、これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態措置として、下記の通り飲食店等に対し休業等を要請しています。要請内容は施設の種類等により異なりますので、施設詳細について改めて通知させていただきます。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 実施期間 令和3年4月25日(日)から令和3年5月11日(火)まで
- 2 対象地域 兵庫県全域
- 3 対象施設

種類	施設
飲食店等 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー 等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
カラオケ店 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設を含む)	カラオケ店、カラオケボックス、カラオケ喫茶 等

- 4 要請内容 (※)特措法第45条第2項に基づく（感染対策の徹底については以下の①～⑨）
 - ・酒類又はカラオケ設備の提供の禁止
 - ・酒類及びカラオケ設備を提供しない場合の営業時間短縮（5時～20時）
 - ・感染対策の徹底

※ 詳細については、別添資料をご確認ください。

感染対策の徹底

- ① 従業員への検査勧奨
- ② 入場者の感染防止のための整理・誘導
- ③ 発熱等の症状のある者の入場の禁止
- ④ 手指の消毒設備の設置
- ⑤ 事業を行う場所の消毒
- ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ⑧ 施設の換気
- ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- ⑩ CO2センサー等の設置
- ⑪ 業種別ガイドラインの遵守
- ⑫ 入場者による酒類の持込み禁止

お問い合わせ先

◆兵庫県緊急事態措置コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1

受付時間：平日 9時～17時（ただし、5/9(日)までの土・日・祝日は開設）

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター（協力金に関すること）

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1

受付時間：平日 9時～17時（ただし、5/9(日)までの土・日・祝日は開設）

◆県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

令和3年4月28日

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る 施設の使用制限等の要請について

兵庫県では、これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態措置として、下記の通り施設の使用制限等を要請しています。要請内容は施設の種類等により異なりますので、施設詳細について改めて通知させていただきます。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 実施期間 令和3年4月25日(日)から令和3年5月11日(火)まで
- 2 対象地域 兵庫県全域
- 3 要請内容

(1) 休業を要請する施設

種類	施設例	要請内容
映画館等	映画館、プラネタリウム	・床面積が1,000㎡超の施設は休止 ・1,000㎡以下の施設は入場整理の実施、酒類提供又はカラオケ設備使用の自粛、20時までの営業時間短縮の協力を依頼
商業施設 (生活必需物資売場除く)	大規模小売店等	
運動・遊技施設	体育館、ホウリング場等	
遊興施設(飲食店除く)	個室ビデオ店等	
博物館等	博物館、美術館、水族館等	
サービス業	生活必需サービス以外のサービスを営む店舗	

(2) イベントに準じた取扱いを要請する施設(施設規模によらない)

種類	施設例	要請内容
劇場等	劇場、観覧場等	・無観客開催 (社会生活の維持に必要なものを除く)
集会・展示施設	集会場、展示場等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館の集会の用に供する部分	
運動施設(屋外施設等)	野球場、ゴルフ場等	
遊技施設	テーマパーク、遊園地等	

(3) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を要請(全ての施設)

※ 詳細については、別添資料をご確認ください。

お問い合わせ先

◆兵庫県緊急事態措置コールセンター

T E L : 078-362-9921

受付時間: 平日 9時~17時 (ただし、5/9(日)までの土・日・祝日は開設)

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 078-361-2501

受付時間: 平日 9時~17時 (ただし、5/9(日)までの土・日・祝日は開設)

◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html

緊急事態措置実施に係る飲食店等に対する協力金

1 対象者

県からの休業又は時短営業の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給額等

項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金[緊急事態措置]
対象期間	令和3年4月25日(日)～5月11日(火)
対象区域	県内全域
対象施設	飲食店等(バー、スナック含む)、カラオケ店、結婚式場 * 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗等に限る
対象要件	① 酒類及びカラオケを提供しないこと ② 休業、又は通常、午後8時以降も営業している店舗が営業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること
支給額	1日当たり4～20万円/店舗×休業・時短営業日数 <中小企業> 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定 { ・ 10万円以下の店舗：4万円 ・ 10～25万円の店舗：(前年度等の1日当たり売上高)×0.4の額 ・ 25万円以上の店舗：10万円 } <大企業> 1日当たり売上高の減少額×0.4(上限20万円) (中小企業もこの方式を選択可)

[参考：4月以降の時短協力金の支給地域・対象時期等]

区域	4/1～	4/5～	4/22～	4/25～5/11
神戸・阪神南地域		[まん延防止等重点措置] @4～20万円×時短営業日数		[緊急事態措置] @4～20万円 ×時短営業日数
阪神北地域・明石市	[県による時短要請] @4万円×時短営業日数			
東播磨(明石市除く)・中播磨地域			@2.5～20万円 ×時短営業日数	
北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域				

緊急事態措置実施に係る大規模施設等(飲食店等以外)に対する協力金

1 対象者

- ・ 県からの休業要請に協力いただいた集客力の高い大規模施設 (1,000 m²超)
- ・ 上記大規模施設又は無観客開催要請に協力いただいたイベント関連施設 (1,000 m²超) のテナント事業者・出店者

2 支給額等

区分	大規模施設	テナント事業者・出店者
対象期間	令和3年4月25日(日)～5月11日(火)	
対象区域	県内全域	
支給対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく休業要請に応じた1,000 m ² 超の集客施設	左記の大規模施設又は特措法第24条第9項に基づく無観客開催要請に応じた1,000 m ² 超のイベント関連施設の一部を賃借等することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業所等
支給金額	20万円/日・施設	2万円/日・事業所

※大規模施設等内の飲食店(テナント)への支給額は、売上高に応じた単価(4～20万円)設定

3 対象施設

(1) 集客施設

種類	施設の例	支給対象
映画館等 商業施設 運動・遊技施設 遊興施設(飲食店除く) 博物館等 サービス業	映画館、プラネタリウム 大規模小売店等(生活必需品除く) 体育館、ボウリング場 個室ビデオ店等 博物館、美術館、動物園等 生活必需品以外の店舗	<u>当該大規模施設</u> 及び <u>テナント事業者が対象</u>

(2) イベント関連施設

種類	施設の例	支給対象
劇場等 集会・展示施設 ホテル・旅館 運動施設(屋外施設等) 遊技施設	劇場、ライブハウス等 公会堂、貸会議室等 ホテル、旅館の集会の用に供する部分 野球場、ゴルフ場 テーマパーク、遊園地	<u>テナント事業者のみ対象</u>

1 飲食店等への要請等〔特措法第45条第2項等に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
飲食店等 (宅配・テイクアウトサービスを除く)	飲食店	〔法第45条第2項に基づく要請〕 (酒類又はカラオケ設備を提供する場合) ・施設の休業 (酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合(酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を含む)) ・営業時短要請(5時～20時) (共通内容) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場者による酒類の持込み禁止	
	料理店		
	喫茶店		
	居酒屋 等		
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設) ※	キャバレー	(共通内容) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場者による酒類の持込み禁止	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外 ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック		
	バー		
	ダーツバー		
	パブ		
	サロン		
	ホストクラブ		
	ディスコ		
場外馬(車・舟)券場 等			
カラオケ店 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設を含む)	カラオケ店・カラオケボックス	〔法第45条第2項に基づく要請〕 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮(5時～20時) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	
	カラオケ喫茶 等		
結婚式場 ※	結婚式場	〔法第45条第2項に基づく要請〕 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮(5時～20時) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 〔法に基づかない協力依頼〕 ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容率50%以内	※ホテル・旅館等での結婚式を含む

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

2 集客施設等への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
映画館等	映画館	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・施設の休業	※劇場等は「3 イベント関連施設」を参照
	プラネタリウム 等	(床面積の合計が1000㎡以下の施設) 〔法に基づかない協力依頼〕 ・入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	
商業施設 (生活必需物資の小売り 関係を営む店舗を除く)	卸売市場(※1)	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・施設の休業	※1 生活必需物資売場以外 (生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等
	コンビニエンスストア(※1)		
	大規模小売店(※1)		
	百貨店(※1)		
	スーパーマーケット(※1)		
	ホームセンター(※1)		
	ショッピングセンター(地下街含む)(※1)		
	靴屋		
	衣料品店		
	化粧品店		
	寝具小売業		
	かばん・袋物小売業		
	雑貨屋		
	文房具屋		
	本屋		
	自転車屋		
	家電販売店		
	園芸用品店		
	鍵屋		
	家具屋		
	建具小売業		
	畳小売業		
	宗教用具小売業		
	金物・荒物小売業		
	陶磁器・ガラス器小売業		
	楽器小売業		
	写真機・写真材料小売業		
	時計・眼鏡・光学機械小売業		
	たばこ・喫煙具専門小売業		
	建築材料小売業		
	自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店(※2)		
	花屋		
	宝石類や金銀の販売店		
	古物商(質屋を除く)		
金券ショップ			
古本屋			
おもちゃ屋、鉄道模型屋			
囲碁・将棋盤店			
DVD/ビデオショップ・レンタル			
アウトドア用品、スポーツグッズ店			
ゴルフショップ			
土産物店			
アイドルグッズ専門店			
美術品販売			
携帯電話ショップ 等			
		(床面積の合計が1000㎡以下の施設) 〔法に基づかない協力依頼〕 ・入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	※2 修理等に関する部分を除く

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
運動・遊技施設	体育館（*）	<p>（床面積の合計が1000㎡超の施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の休業 *原則休業（全国大会等は無観客化） <p>（床面積の合計が1000㎡以下の施設）</p> <p>〔法に基づかない協力依頼〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場整理 店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 20時までの営業時間短縮 業種別ガイドライン遵守の徹底 	※野球場等は「3 イベント関連施設」を参照
	スケート場（*）		
	水泳場（*）		
	屋内テニス場（*）		
	柔剣道場（*）		
	ボウリング場（*）		
	スポーツクラブ・スポーツジム		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		
	マーチャン店		
	パチンコ屋		
	ゲームセンター		
	ビリヤード場		
	囲碁・将棋所 等		
遊興施設	性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ、出会い系喫茶、テレフォンクラブ等)	<p>（床面積の合計が1000㎡超の施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の休業 <p>（床面積の合計が1000㎡以下の施設）</p> <p>〔法に基づかない協力依頼〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場整理 店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 20時までの営業時間短縮 業種別ガイドライン遵守の徹底 	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、対象外 ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
	アダルトショップ		
	個室ビデオ店		
	射的場		
	勝ち馬投票券発売所		
	場外馬（車・舟）券場 等		
博物館等	博物館	<p>（床面積の合計が1000㎡超の施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の休業 <p>（床面積の合計が1000㎡以下の施設）</p> <p>〔法に基づかない協力依頼〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場整理 店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 20時までの営業時間短縮 業種別ガイドライン遵守の徹底 	
	美術館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園 等		
サービス業 (生活必需サービスを営む店舗を除く)	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	<p>（床面積の合計が1000㎡超の施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の休業 <p>（床面積の合計が1000㎡以下の施設）</p> <p>〔法に基づかない協力依頼〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場整理 店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 20時までの営業時間短縮 業種別ガイドライン遵守の徹底 	
	ペット美容室（トリミング）		
	住宅展示場		
	旅行代理店（店舗）		
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)		
	スーパー銭湯		
	サウナ		
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	リラクゼーション		
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)		
	日焼けサロン		
	脱毛サロン		
	タトゥースタジオ		
	占い		
	写真屋・フォトスタジオ		
	展望室 等		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

3 イベント関連施設への要請等（施設規模に関わらず要請）〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
劇場等	劇場	・無観客開催・運営	※無観客開催の場合は営業時間短縮は不要
	観覧場		
	演芸場		
	ライブハウス 等		
遊技施設	テーマパーク	〔法に基づかない協力依頼〕	※社会生活の維持に必要なものは利用可 (社会生活の維持に必要な催物)
	遊園地 等		
集会・展示施設	集会場	〔法に基づかない協力依頼〕 ・適切な入場整理 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮（～20時）	※社会生活の維持に必要なものは利用可 (社会生活の維持に必要な催物) ・各種国家試験、資格試験 ・業務上必要かつオンライン化や延期が困難な説明会、会議、研修、学会等
	公会堂		
	展示場		
	貸会議室		
	文化会館		
	多目的ホール 等		
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	〔法に基づかない協力依頼〕	※観客を入れない、業務上の打合せ、練習・稽古等による利用可
	旅館（集会の用に供する部分に限る）		
運動施設 (屋外施設等)	野球場	〔法に基づかない協力依頼〕 ・適切な入場整理 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮（～20時）	※無観客開催の場合は営業時間短縮は不要
	ゴルフ場・ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	スケート場		
	水泳場		
	屋外テニス場		
	弓道場 等		
葬祭場	葬祭場	〔法に基づかない協力依頼〕 ・酒類提供の自粛	

※結婚式場は「1 飲食店等への要請等」を参照

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

4 休業要請等をしない施設

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	・感染防止策の徹底	
	放課後児童クラブ（学童保育）		
	障害児通所支援事業所		
	老人福祉法・介護保険法関係の施設		
	婦人保護施設		
	その他の社会福祉施設		
学校、大学、学習塾等	幼稚園	・感染防止策の徹底 ・感染リスクの高い活動の自粛 ・オンラインの活用	
	小学校		
	中学校		
	義務教育学校		
	高等学校		
	専修学校(高等課程)		
	高等専門学校		
	中等教育学校		
	特別支援学校		
	大学		
	専修学校(専門課程・一般課程)・各種学校		
	日本語学校・外国語学校		
	インターナショナルスクール		
	自動車教習所		
	学習塾		
	英会話教室		
	音楽教室		
囲碁・将棋教室			
生け花・茶道・書道・絵画教室			
そろばん教室			
パソコン等IT関連教室			
料理教室			
図書館	図書館	・感染防止策の徹底 ・適切な入場整理	
商業施設 (生活必需物資販売施設)	卸売市場（※1）	・感染防止策の徹底	※1 生活必需品売場に限る (生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等 ※2 移動販売店舗を含む
	食料品店・食料品売場（※2）		
	コンビニエンスストア（※1）		
	大規模小売店（※1）		
	百貨店（※1）		
	スーパーマーケット（※1）		
	ホームセンター（※1）		
	ショッピングセンター（※1）		
	薬局・薬店・ドラッグストア（※1）		
	ガソリンスタンド（※1）		
	新聞小売店		
	ベビー用品店		
	農機具店（肥料等含む）		

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗等)	理髪店	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 ・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 	
	美容院		
	銭湯（公衆浴場）		
	郵便局		
	メディア		
	貸衣裳屋		
	不動産屋		
	火葬場		
	質屋		
	獣医		
	修理店（時計、靴、洋服、自動車（二輪自動車含む）、自転車等）		
	ランドリー		
	クリーニング店(取次店含む)		
	ごみ処理関係		
	配管工事・電気工事・ビルメンテナンス		
	セキュリティ・警備		
医療施設 (※1)	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	※1 国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は除く ※2 生活必需品売場に限る（生活必需物資） ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等
	診療所		
	歯科		
	薬局・薬店・ドラッグストア（※2）		
	鍼灸・マッサージ		
	接骨院		
	柔道整復		
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	
	カプセルホテル		
	旅館（集会の用に供する部分を除く）		
	民泊		
	共同住宅		
	寄宿舍		
	下宿		
交通機関等	バス	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	※ <鉄道、バス等> 「土日祝の減便」、「平日の終電時刻の繰上げ」及び「主要ターミナルにおける検温の実施」の協力依頼を実施
	タクシー		
	レンタカー		
	鉄道		
	モノレール		
	船舶		
	航空機		
工場等	工場	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	
	作業場		
金融機関・官公署等	銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	
	消費者金融		
	証券取引所		
	証券会社		
	保険代理店		
	官公署		
	各種事務所		